

個人情報保護委員会のシンボルマーク(創立10周年版)のお知らせ

令和8年4月20日

平成28年(2016年)に設置された個人情報保護委員会は、本年、創立10周年を迎えました。

この10年は、我が国における個人情報保護制度が大きく転換した時期であり、当委員会は制度の整備と適正な運用に力を尽くしてきました。

個人情報保護制度の一元化として、関係法令の個人情報保護法への統合、地方公共団体も含めた全国的な共通ルールの整備を行うとともに、監視・監督機能についても、当委員会が一元的に所掌することとされ、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する取組を進めてきました。また、マイナンバー制度の普及が進む中で、個人番号を含む特定個人情報の適正な取扱いの確保に取り組んできました。

昨今、デジタル化の進展に加え、生成AIを含む新たな技術が進展し、国内外の個人情報を取り巻く環境変化が急速に進んでいます。当委員会は、この10年で培った基盤の上に、個人情報保護制度の司令塔として、時代や社会の変化に的確に対応しながら、個人情報の保護及び適正かつ効果的な利活用の促進を図り、制度の実効性を高め、国民の安心・安全が確保されるよう取り組んでいきます。

この度、当委員会では、創立10周年を機に、次なるステージに向けた創立10周年版のシンボルマークを策定しました。

本シンボルマークは、本年の当委員会の様々な活動において活用し、国民から信頼される委員会を目指して、個人情報保護制度と当委員会の役割・活動について、より多くの方々にお伝えしていきます。

<シンボルマーク(創立10周年版)>

創立10周年



日本国政府

10th anniversary



日本国政府

10th anniversary



Government of Japan

10th anniversary



Personal Information
Protection Commission
JAPAN

■個人情報保護委員会のシンボルマークについて
(個人情報保護委員会ウェブサイト)

https://www.ppc.go.jp/aboutus/about_emblem/

【連絡先】

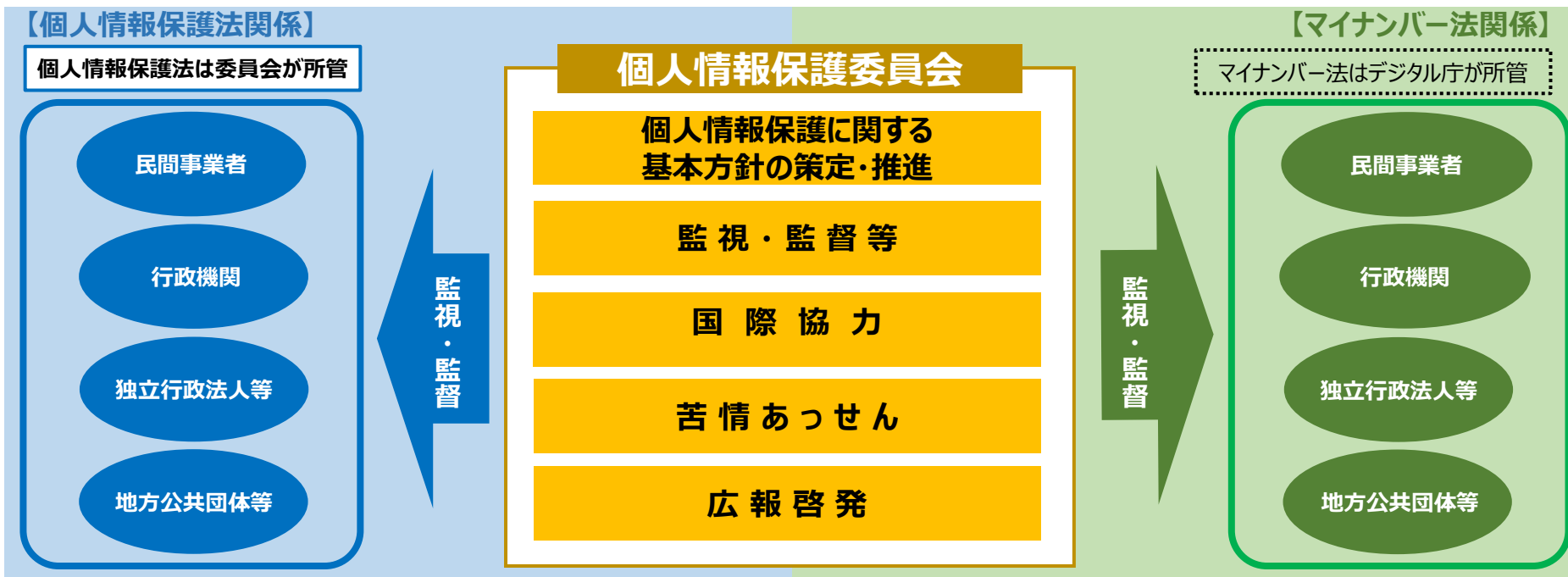
個人情報保護委員会事務局

総務課広報室

電話：03-6457-9609 (直通)

個人情報保護委員会

- 個人情報保護委員会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報（特定個人情報を含む。）の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ることを任務として設立された独立性の高い機関。
- いわゆる三条委員会であり、権限の行使に当たっては、高い独立性と政治的中立性が担保されている。



- 沿革等 -

1970年代～ 公的部門におけるコンピュータによる情報化の進展、欧米におけるプライバシー保護やデータ保護に関する立法の導入

1975年（昭和50年）～地方公共団体における個人情報保護条例 制定

昭和63年制定法

1988年（昭和63年）行政機関電算機個人情報保護法※ 成立 1990年（平成2年）10月全面施行

※ 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（昭和63年法律第95号）

官民通ずるIT社会の急速な進展、国際的な情報流通の拡大、プライバシー等の個人の権利利益侵害の危険性・不安感増大

2003年（平成15年）個人情報保護法等※ 成立 2005年（平成17年）4月全面施行

※ その他、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。行個法）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（同年法律第59号。独個法）、情報公開・個人情報保護審査会設置法（同年法律第60号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（同年法律第61号）

平成15年制定法

平成15年改正法

法施行後約10年が経過。情報通信技術の発展により、制定当時には想定されなかったパーソナルデータの利活用が可能に

2014年（平成26年）特定個人情報保護委員会 設置 … 任務：特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずる

2015年（平成27年）個人情報保護法 改正 2017年（平成29年）5月全面施行

平成27年改正法

2016年（平成28年）個人情報保護委員会 設置（民間部門の一元化）… 任務：個人情報の適正な取扱いの確保を図る

2016年（平成28年）行政機関個人情報保護法等 改正※ 2017年（平成29年）5月全面施行

※ 行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第51号）による行個法及び独個法の改正

平成28年改正法

3年ごと見直し規定に基づき、国際的動向、情報通信技術の進展、新産業の創出・発展の状況等を勘案して検討・措置

2020年（令和2年）個人情報保護法 改正※ 3年ごと見直し規定に基づく初の改正 2022年（令和4年）4月全面施行

令和2年改正法

2021年（令和3年）個人情報保護制度の官民一元化※ 2022年（令和4年）4月一部施行
2023年（令和5年）4月全面施行

※ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による個人情報保護法の改正、行個法及び独個法の廃止等

令和3年改正法

2026年（令和8年）いわゆる3年ごと見直しの制度改革 – 個人情報保護法等改正法案国会提出 –